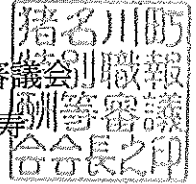




平成26年2月4日

猪名川町長 福田長治 様

猪名川町特別職報酬等審
会 長 園 田



特別職報酬等の額について (答申)

平成26年1月14日付、猪総第8号をもって諮問のあった標記のことについて、審議の結果、別紙のとおり答申します。

答 申

本審議会は、平成26年1月14日付猪総第8号をもって諮問のあった、猪名川町議会議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長等の給料の額は、現行の額で適正であるか否かについて、平成26年1月14日、1月23日及び1月29日の3日間にわたり会議を開催し、公平・中立な立場に立って慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので、ここに答申する。

記

(主 文)

猪名川町議会議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長等の給料の額については、現行額のとおり据え置くことが適当である。

(理 由)

1 審議の要約

本審議会は、県内各市町や類似団体の議会議員の議員報酬、特別職等の給料等の支給額及び改定の動向、本町の財政状況や人事院勧告の実施状況、消費者物価指数、経済成長率、議員の活動状況その他あらゆる資料をもとに幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な視点で慎重審議を重ねた結果、上記の結論に達したものである。

2 審議の経緯等

審議にあたり、日本経済情勢についてみると、第2次安倍内閣の経済政策であるアベノミクスにおいて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、いわゆる「三本の矢」の効果として、実質GDPがプラス成長となるなど、上向き傾向にある。他方、景気回復の実感は、中小企業・小規模事業者や地域経済には未だ十分に浸透しているとは言えず、また、我が国の財政状況は、少子高齢化等の要因によって悪化が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なって、近年悪化が進む極めて厳しい状況にある。

一方、本町では平成28年度末の供用開始に向け新名神高速道路の工事が進む中、企業誘致など新たな財源確保に期待はするところであるが、直接的な人口増加や税収増加等は不透明なところである。財政状況については、行財政改革に取り組むなど、財政力指数や経常収支比率等の各種数値で見ると、おおむね健全性が保たれているものの、財政状況によって報酬を変えるような大きな変化はないと判断する。

次に、公務員を取り巻く状況について検討すると、国家公務員においては、

平成24年度から国の財政状況及び東日本大震災復興に対処する必要性から人件費削減として、平均7.8%の給与カットが実施され、平成25年度においては、地方公務員においても国家公務員に準じて給与削減を行うよう要請されている。

本町の一般職員の給与にあつては、人事院勧告を基本として改定しており、平成14年の勧告で初の月例給の引き下げが行われて以降、減額が続いている。また、さらに国からの要請により平成25年7月から平成27年10月までの間、職階により給料の1~3%の減額を行っている。

特別職の給料については、前回審議を行った平成23年から県下各市町や類似団体の状況を見てみると、報酬額について概ね据え置きまたは減額改定となっている。加えて、町長等の常勤特別職においては、自主的な削減や国からの要請を受けて、7.8~30%の削減を県下40市町のうち約8割の団体が実施している。

上記のような背景を考慮し、報酬等について検討を行った。なお、常勤特別職である町長等の給料と非常勤の特別職である議会議員の報酬については性質が異なるとし、それぞれについて、次の結論に至った。

(1) 町長等の給料

町長等の給料は、町の財政状況や一般職の給料との均衡を図る必要はあるが、その職務の内容や責任の度合いによって決定されるべきものとして審議を進めた。審議の中では、特別職の職責は自治体規模により左右されるものではなく、複雑・多様化する行政需要に対応する重要な役割であるが、阪神地域の特別職の給料額と比較すると低い水準と言えるという意見もあった。景気が少し上向き傾向であることや、今後の発展的な町政運営を望み増額も検討したが、平成26年4月からの消費税増税を控え、住民生活においては、依然景気回復の実感がない現状であることから、町長、副町長及び教育長の給料について、現行の水準を維持することとする。

一方、県下各市町では、自主的な削減や国からの要請を受けて削減を実施していることを勧案すると、本町においても一定期間給料削減することが望ましいと結論づけ、削減割合については、一般職の給料削減率及び期間から同等の削減を実施するものとして換算し、町長、副町長及び教育長の給料月額10%の減額を平成26年4月より同年12月までの間実施することを付記する。

(2) 議会議員の報酬について

議会議員については、非常勤の特別職であり公選人として住民の代表となり、地域や住民福祉の向上等に努めるとともに、執行機関の監視機能としてその役割は重要なものとなっている。

報酬額についての検討であるが、議員は非常勤であるため、報酬は一概に生活給とは言えないまでも、一定の生活保障が必要であるという観点から、県下各市町と比較を行った。その結果、町議会としては最高額ではあるが、阪神地域ではかなり低い水準であるため、増額も検討したが、次の理由により現行水準に据え置くこととした。

一つ目は、景気は回復傾向にあるものの、地域住民の収入増加やそれに伴う町税の増加など、その効果が未だ表れていないこと。二つ目は、常勤の特別職及び一般職員の給与削減状況との均衡を図る必要があること。よって、増額を行わず現状維持にするということで意見が一致した。

なお、議会議員の調査研究その他活動に資するための必要経費の一部として交付する政務活動費については、執行状況から判断すると現行額が妥当であると判断する。加えて、町の発展に資する調査研究及び多様化する住民ニーズに対応する活動など、積極的な活用を期待する。

3 おわりに

今回の答申においては、3回の審議を通じ様々な角度から審議を行い、現行の金額に据え置くこととする結論に至ったものである。今後、特別職の報酬等については、社会経済情勢、町財政状況等の急激な変化が生じた際には、その都度、必要に応じた見直しが行われることを望む。

また、町長等特別職並びに、議員各位におかれては、人口減少や少子高齢対策など行政課題への対応や、猪名川町の魅力や特性を活かしたまちづくりに取り組み、これを町内外に発信することにより、町の発展と住民福祉の向上に、なお一層尽力されることを期待する。

平成26年2月4日

猪名川町特別職報酬等審議会

会	長	園	田	寿
会長職務代理		枝	松	幸子
委	員	安	井	一弘
委	員	坂	井	征雄
委	員	家	門	正幸
委	員	井	上	佐江子
委	員	鍋	谷	將